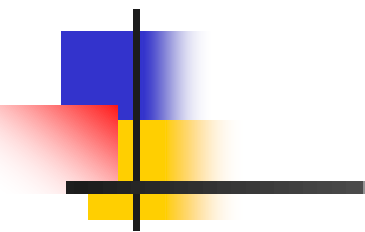


被災した住宅の 応急修理制度の概要

令和5年12月21日

愛知県建築局公共建築部住宅計画課





応急修理制度の概要

1. 災害時における住宅対策の流れ
2. 被災した住宅の応急修理制度
3. 被災した住宅の応急修理フロー

災害時における住宅対策の流れ①

災害救助法

災害発生

被災

建物被害
宅地被害

避難

避難所等
への避難

応急対策

- 応急危険度判定の実施
※地震時のみ
- 公営住宅・公的住宅等
(一時提供住宅)
への入居
- 応急仮設住宅の建設
- 罹災証明書の発行
- 被災した住宅の応急修理

災害復旧・復興

災害公営住宅の建設
住宅再建
災害復興住宅融資 等

災害時における住宅対策の流れ②

◆住家の被害認定【罹災証明】

被災者から市町村へ申請

被害状況の調査(市町村)



被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない(一部損壊)
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

罹災証明書の交付(市町村)

※ 罹災証明書の統一様式

罹災証明書

申請主住所	
世帯主氏名	
(追加認定申請者)	
発行期日	年 月 日
被災住家の所在地	
住家の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
(追加認定申請者)	
<small>※罹災証明書の交付は、被災者生活再建支援法に基づき、被災者の生活再建を目的として行われるものである。被災者の生活再建を目的として行われるものである。</small>	
(追加認定申請者)	
上記のとおり、届出がないことを証します。	
年 月 日	〇〇市町村長

各種被災者支援策の活用

市町村が交付する**罹災証明書**は、各種被災者支援策の適用の判断材料として、幅広く活用される。

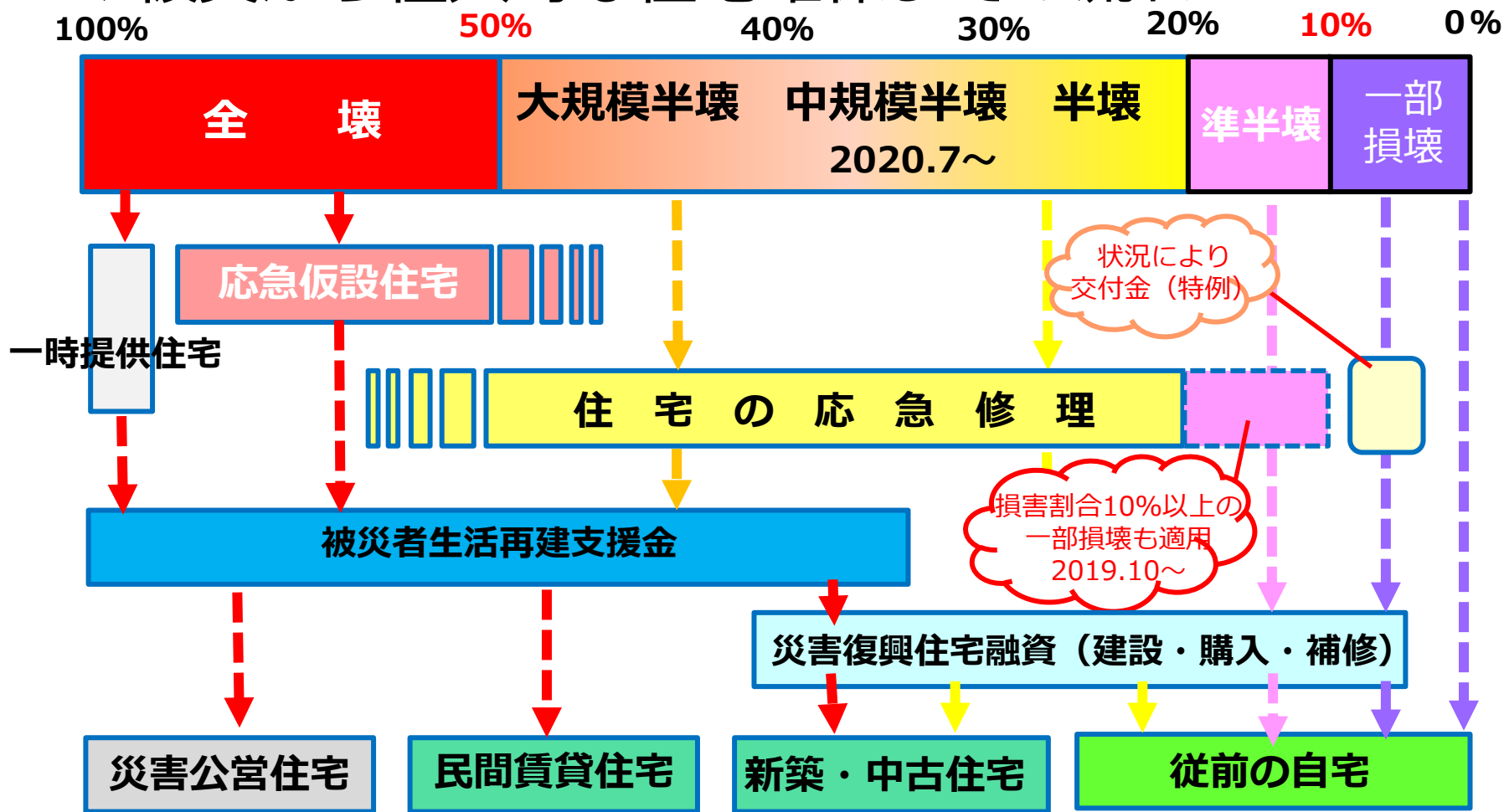
引用元:内閣府資料から抜粋

- 〈給付〉被災者生活再建支援金、義援金等
- 〈融資〉住宅金融支援機構融資、災害援護資金
- 〈減免・猶予〉税、保険料、公共料金等
- 〈現物支給〉災害救助法に基づく応急仮設住宅、

住宅の応急修理

災害時における住宅対策の流れ③

◆被災から恒久的な住宅確保までの流れ

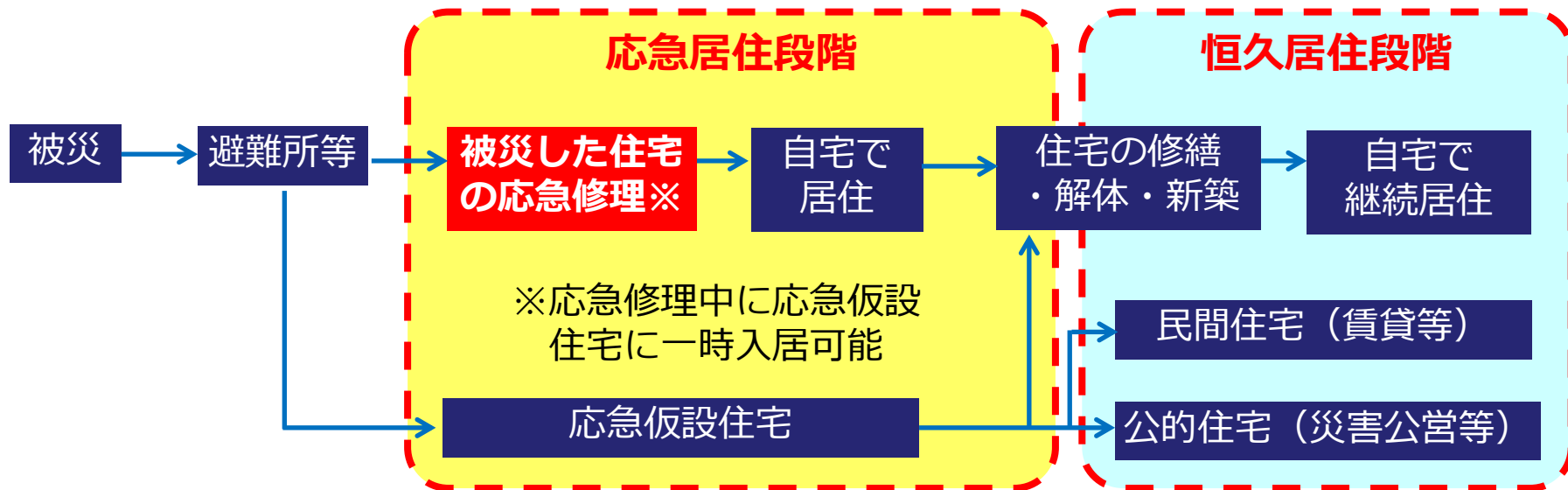


※ 大規模半壊であっても修理することで居住することが可能となる場合は、個別に対象とすることが可能。

被災した住宅の応急修理制度①

◆目的

災害救助法が適用された地域（市町村）において、**日常生活に必要最小限度の部分**を応急的に修理することで、**元の住家に引き続き住むこと**





被災した住宅の応急修理制度②

◆災害（災害対策基本法第2条）

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、
高潮、地震、津波、噴火、地滑り

その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは
爆発等

◆災害救助法の基本原則

- 平等の原則
- 現物給付の原則
- 職権救助の原則
- 必要即応の原則
- 現在地救助の原則



被災した住宅の応急修理制度③

◆災害救助法の適用基準

○災害が発生した段階の適用（令第1条第1項）

- 一定数以上の住家の被害があった場合
(第1～3号)

例) 名古屋市内で150世帯が滅失した場合

- 多数の者の生命又は身体に危害があった場合
又は**恐れがある**場合 (第4号)

例) 大規模地震が発生した場合

○災害が発生するおそれがある段階での適用

(法第2条第2項)

- 災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、被害を受けるおそれのある場合

被災した住宅の応急修理制度④

◆県内の災害救助法の適用事例（平成以降）

発生年	平成3年	平成12年	平成20年
災害種類	台風18号の影響による 集中豪雨	東海豪雨	平成20年8月末豪雨
発生地	名古屋市、春日井市 計 2市	名古屋市、一宮市、半田市、 春日井市、刈谷市、東海市、 大府市、岩倉市、豊明市、西 枇杷島市町、豊山町、師勝町、 西春町、清須町、新川町、甚 目寺町、大治町、阿久比町、 東浦町、美浜町、稲武町 計 21市町	名古屋市、岡崎市 計 2市
死者	2人	7人	2人
負傷者	1人	107人	5人
全壊	2世帯	23世帯	5世帯
半壊	0世帯	189世帯	3世帯
一部損壊	9世帯	171世帯	29世帯
床上浸水	3,897世帯	24,609世帯	2,700世帯
床下浸水	12,488世帯	41,226世帯	14,399世帯



被災した住宅の応急修理制度⑤

◆実施者

- ・局所災害：市町村長(県から委任を受けて実施)
- ・広域災害：県知事(事務全般は市町村に委任)

◆対象者 以下、全ての要件を満たす者（世帯）

① 罹災証明書の判定結果が

大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊

② 応急修理により避難所等への避難が不要となる

※応急修理完了までの間、一時的な住まいとしての
応急仮設住宅への入居が可能

※応急修理の期間が1ヶ月を超えると見込まれる者が対象
(2020年7月～)

◆資力要件

自らの資力では、応急修理を応急修理をすることが
できない者



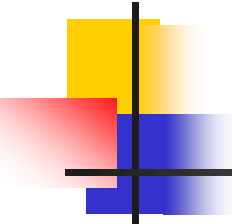
被災した住宅の応急修理制度⑥

◆修理範囲

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道管の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所

◆基本的な考え方

- ①災害による被害と直接関係ある修理のみが対象
- ②内装に関するものは原則として対象外。
- ③修理方法は、柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設するなど代替措置でも可とする。
- ④家電製品は対象外



被災した住宅の応急修理制度⑦

◆住宅の応急修理にかかる工事例

- ① 壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更も可能）
- ② 壊れた窓等の開口部の補修(ガラス、鍵の交換も対象)
- ③ 壊れた給排気設備の取替
- ④ 上下水道配管の水漏れ部分の補修
（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む。）
- ⑤ 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修
（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む）
- ⑥ 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替
便器はロータンクを含む。
設備の取替と併せて行わざる得ない最小限の床、壁の補修は含む。
温水洗浄便座は対象となる（被災前から備わっている場合）
（2022年5月～）

被災した住宅の応急修理制度⑧

◆修理費用（限度額）（2023年4月～）

- 半壊等 70万6千円以内/世帯
 - 準半壊 34万3千円以内/世帯
- ＜応急修理のために支出できる費用＞
- 原材料費、労務費、輸送費、修理事務費 等

※ 応急修理制度対象外工事について、被災者の自己負担により応急修理制度対象工事と合わせて行うことも可能。対象外工事分の支払いについては、被災者が応急修理工事施工者へ直接行う。

◆期間(2021年5月～)

原則として、災害発生の日から3ヶ月以内に工事完了

被災した住宅の応急修理制度⑨

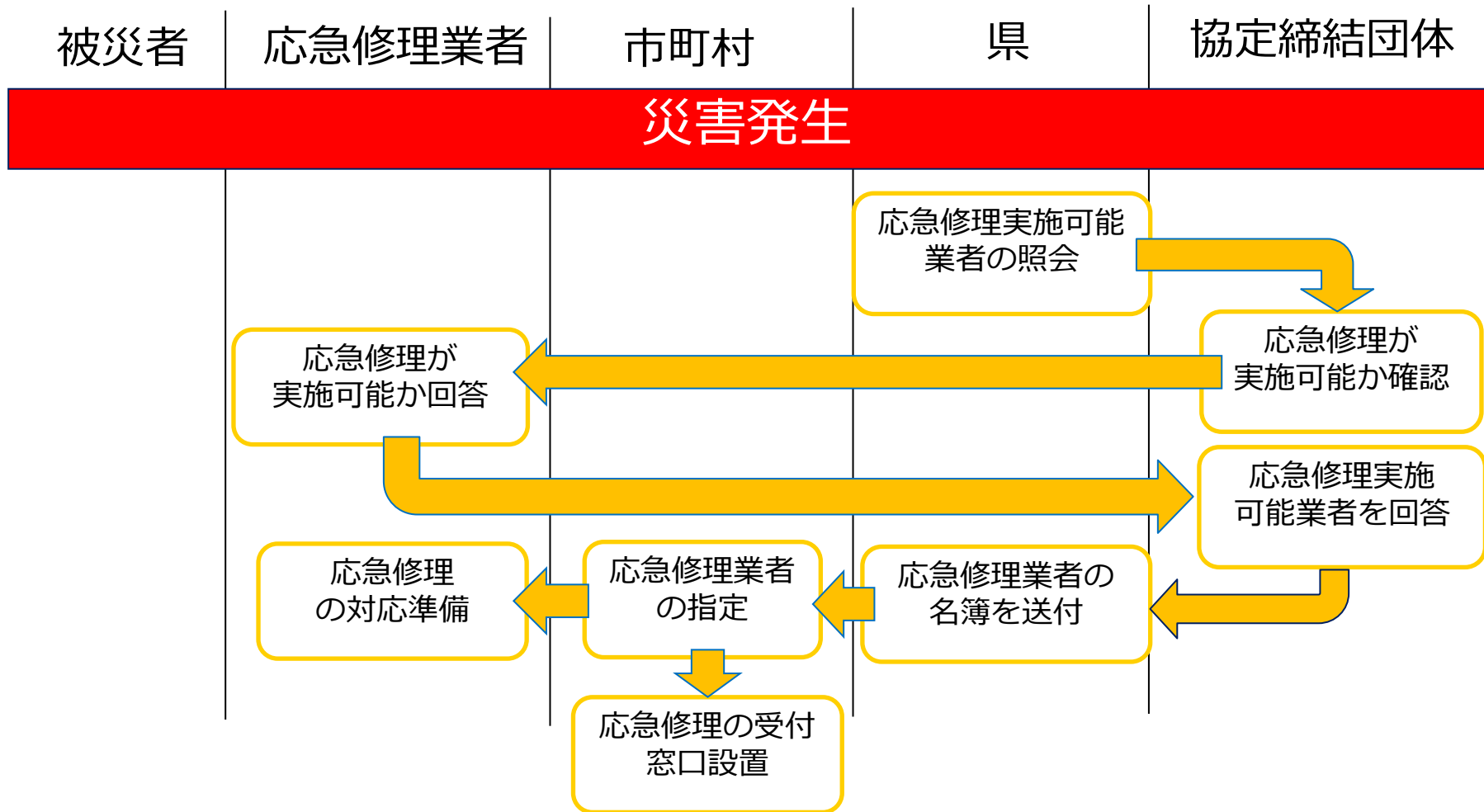
◆ 応急修理の迅速な実施

発生年月	災害名	被災県	発災から要した期間別の割合				
			1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	1年半
H30.6	大阪北部地震	大阪府	0%	7%	35%	75%	75%
H30.7	7月豪雨	岡山県	0%	21%	63%	88%	91%
		広島県	0%	14%	55%	89%	96%
		愛媛県	0%	27%	58%	95%	98%
H30.9	胆振東部地震	北海道	0%	34%	42%	85%	95%
平均			0%	23%	57%	90%	94%

- ・被災自治体の応急修理に係る体制確保及び事務の円滑化の推進
- ・被災者の再建意向・ニーズ・課題等の把握及び修理事業者の確保・紹介・相談対応等の取組
- ・応急修理制度の被災者への周知の徹底

被災した住宅の応急修理フロー①

◆災害発生（災害救助法適用）から7日目



被災した住宅の応急修理フロー②

◆ 応急修理の窓口（市Webページ）

支援の内容

令和4年8月4日の大雨による災害を受けた住宅のうち、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」した世帯に対し、災害救助法に基づき被災した住宅の屋根、居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する応急修理制度について、申込を受け付けています。

[住宅の応急修理制度について\(PDFファイル: 1.3MB\)](#)

[【石川県】応急修理実施要領\(PDFファイル: 193.4KB\)](#)

※損壊状況は、[罹災証明](#)にて確認します。

対象者

次のすべての要件を満たす方（世帯）が対象となります。

(1) 当該災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊及び準半壊等の住家被害を受けたこと。

災害により大規模半壊、中規模半壊又は半壊（半焼）若しくはこれに準ずる程度の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

※ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

※全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りでない。

(2) 応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

※対象者（世帯）が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合を対象とする。

応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、**ドア等の開口部、床・壁の補修、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備**など、居室、台所、トイレ等日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所となります。

[住宅の応急修理にかかる工事例\(PDFファイル: 150.4KB\)](#)

被災した住宅の応急修理フロー③

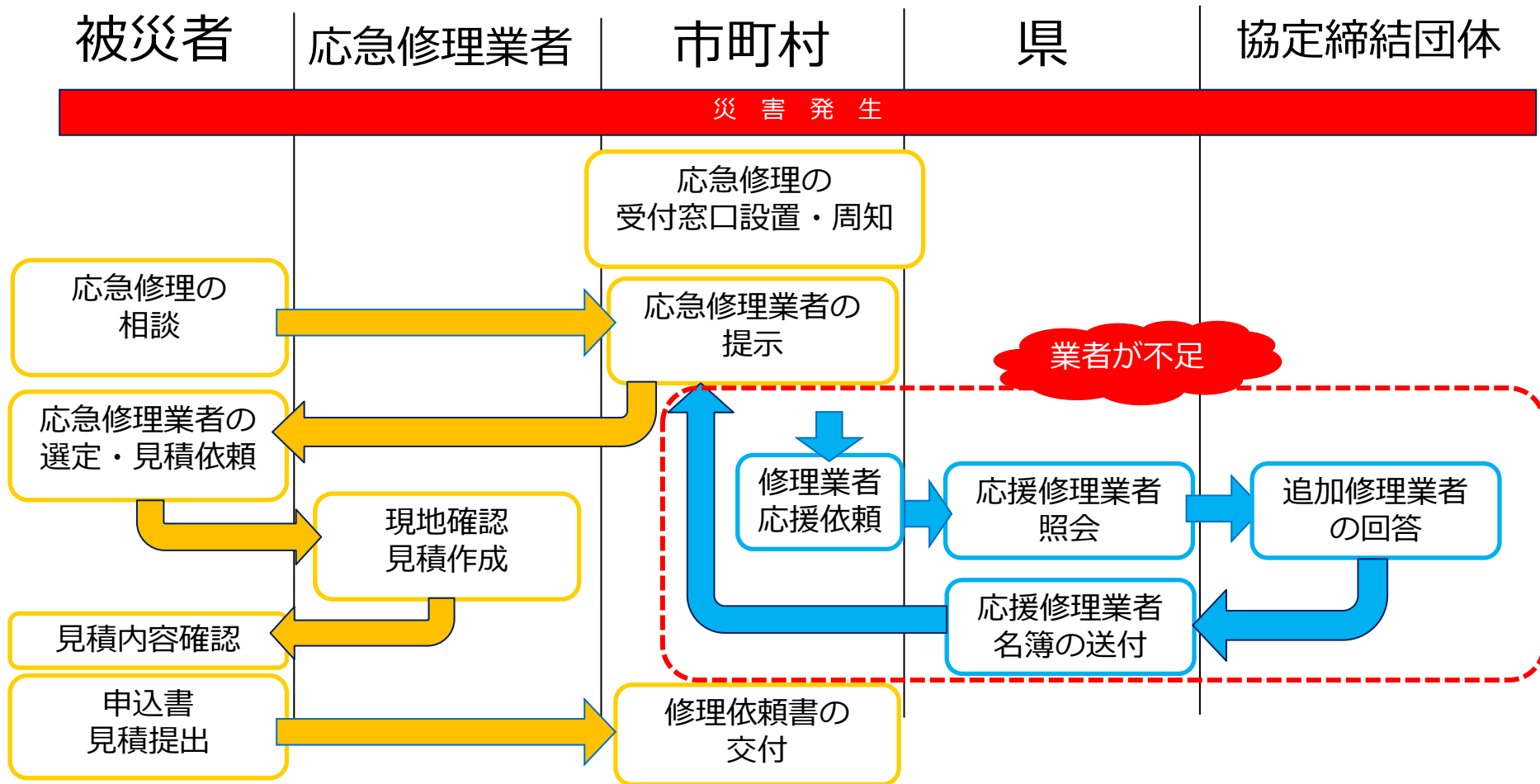
◆ 応急修理実施にあたり必要な書類

様式等	名称	作成者		
		申請者	修理業者	市町村
様式第1号	災害救助法の住宅の応急修理申込書	●		
—	住宅の被害状況に関する申出書	●		
様式第2号	資力に関する申出書	●		
—	罹災証明書			●
様式第3号	修理見積書		●	
—	施工前の被害状況がわかる写真	●	●	
様式第4号	応急修理依頼書			●
様式第5号	応急修理実施連絡書			●
様式第6号	請書		●	
様式第7号	工事完了報告書		●	
—	工事写真(施工前・施工中・施工後)		●	
様式第8号	請求書		●	

※ 災害時は、応急修理を行う市町村等の扱いをご確認ください。

被災した住宅の応急修理フロー④

◆ 7日目から修理依頼まで



被災した住宅の応急修理フロー⑤

◆修理見積様式の変更

従来様式

様式第3号

修理見積書

全壊・大規模半壊(半壊)一部半壊(準半壊)

市町村が発行した「災害証明書」に基づき、被害の程度に○をつけてください。

見積金額(総工事費) 0円 (消費税込)

□「住宅の応急修理」申込関係

見積金額(応急修理分) 855,000円 (消費税込) ※1

見積金額(被災者負担分) 0円 (消費税込)

工事名称	金額 (消費税込)	うち応急修理対象分 (消費税込) ※2	備考
屋根工事	1,008,008 円	円	円
屋根塗装	243,210 円	円	円
衛生設備工事	39,600 円	円	円
	円	円	円
	円	円	円
合計	1,291,818 円	855,000 円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること。
 <限度額> 全壊・大規模半壊・半壊の場合: 855,000円
 一部損壊(準半壊): 318,000円

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての内訳の記載は「-」としてよい。

※3 上表の内訳を添付(※修理業者指定の様式で可)すること。

○〇市長 殿

上記のとおり見積もり致します。(修理業者記入)

20**年**月**日 住所 ○〇市○〇〇5-3-2
 会社名 ○〇株式会社
 代表者名 ○〇 ○〇
 電話番号 ○〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

上記の見積もりを確認しました。(修理申込者記入)

20**年**月**日 住所 ○〇市中区三の丸3-1-2
 氏名 愛知 太郎
 電話番号 052-954-6549

(市町村記入欄)

市町村名	受付番号	受付担当者名

追加様式

様式第3号

修理見積書

全壊・大規模半壊(半壊)一部半壊(準半壊)

市町村が発行した「災害証明書」に基づき、被害の程度に○をつけてください。

見積金額(総工事費) 1,291,818円 (消費税込)

□「住宅の応急修理」申込関係

見積金額(応急修理分) 855,000円 (消費税込) ※1

見積金額(被災者負担分) 836,818円 (消費税込)

工事内訳は別紙のとおり
(工事内訳は、修理業者が普段使用している様式を添付すれば良い)

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること。
 <限度額> 全壊・大規模半壊・半壊の場合: 855,000円
 一部損壊(準半壊): 318,000円

※2 修理業者は本様式とともに、工事費の内訳を添付(※修理業者指定の様式で可。)すること。
 修理業者は内訳(見積もり)の作成にあたって、応急修理対象工事に○をつけるなど、対象を区分すること。

※3 応急修理の受付時には工事費の内訳を確認し、応急修理の対象工事を確認すること。

○〇市長 殿

上記のとおり見積もり致します。(修理業者記入)

20**年**月**日 住所 ○〇市○〇〇5-3-2
 会社名 ○〇株式会社
 代表者名 ○〇 ○〇
 電話番号 ○〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

上記の見積もりを確認しました。(修理申込者記入)

20**年**月**日 住所 ○〇市中区三の丸3-1-2
 氏名 愛知 太郎
 電話番号 052-954-6549

(市町村記入欄)

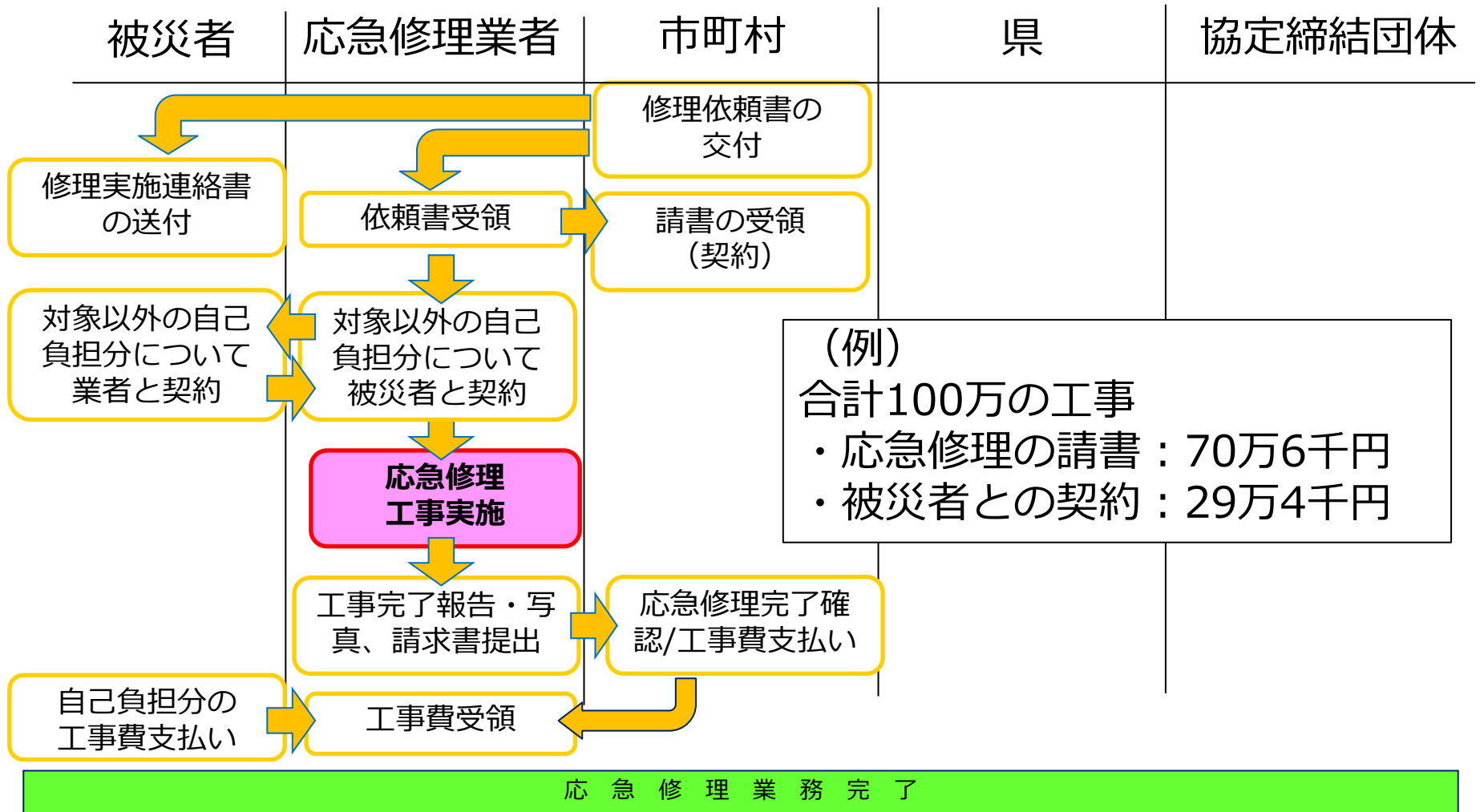
市町村名	受付番号	受付担当者名

変更箇所

様式 書類名	従来	追加
表紙	○	○
対象工事 内訳 の記載	必要	不要
内訳書	○	○
対象工事 内訳 の記載	必要	必要

被災した住宅の応急修理フロー⑥

◆修理依頼から1ヶ月（状況に応じて延長あり）



被災した住宅の応急修理フロー⑦

応急修理の活用には修理前・修理中・修理後の写真が必要

<撮影上の留意点>

- (1) 外観（壁、玄関、窓、屋根など）の亀裂、剥がれ、歪みなど
- ✓ 浸水高が分かるようにメジャー等で高さが分かるように撮影しましょう。メジャー等がない場合は浸水高を指さして撮影しましょう。
 - ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。室外で撮影する際は、逆光による白飛び等や明るさ不足による潰れに注意してください。また、屋根など撮影に危険が伴う場合は修理業者に依頼してください。
- (2) 室内（床板、扉、壁など）のめくれ、反り、腐食、脱落など
- ✓ 被災した部屋ごとの全景写真を撮影しましょう。片付け等をした後だと被害状況が分かりにくくなってしまいます。事前に撮影しましょう。室内で撮影する際は、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをたい場合は光の反射に注意してください。
 - ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
- (3) 設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器など）の破損、故障など
- ✓ 破損箇所・故障箇所が分かるように撮影しましょう
 - ✓ 設備の型番・形式等が分かる写真も併せて撮影しましょう
- 応急修理制度は被災前の同等品への修理・交換が対象となります。

<修理業者の方にもお伝えください>

- ✓ 工事の修理中、修理後の写真も必要となります。修理業者に撮影を依頼しましょう。

修理箇所を施工段階から完了まで撮影
例) 設備交換：故障した設備の取り外し
→故障箇所確認→製品の交換

応急修理（修理前、修理中、修理後）工事写真台帳

《 邸 応急修理状況報告》 (1 /)

	工事箇所（記入例）	工事箇所
修理の説明	外観（屋根損傷、2階傾き、建具の損傷、雨樋破損、外壁剥落等）	
修理前写真	修理前写真	
	▼	▼
修理中写真	修理中写真	
	▼	▼
修理後写真	修理後写真	

被災した住宅の応急修理フロー⑧

01 トイレ着工前

2018年7月15日



02 トイレ解体後

2019年2月1日



03 トイレ施工中

2019年6月6日



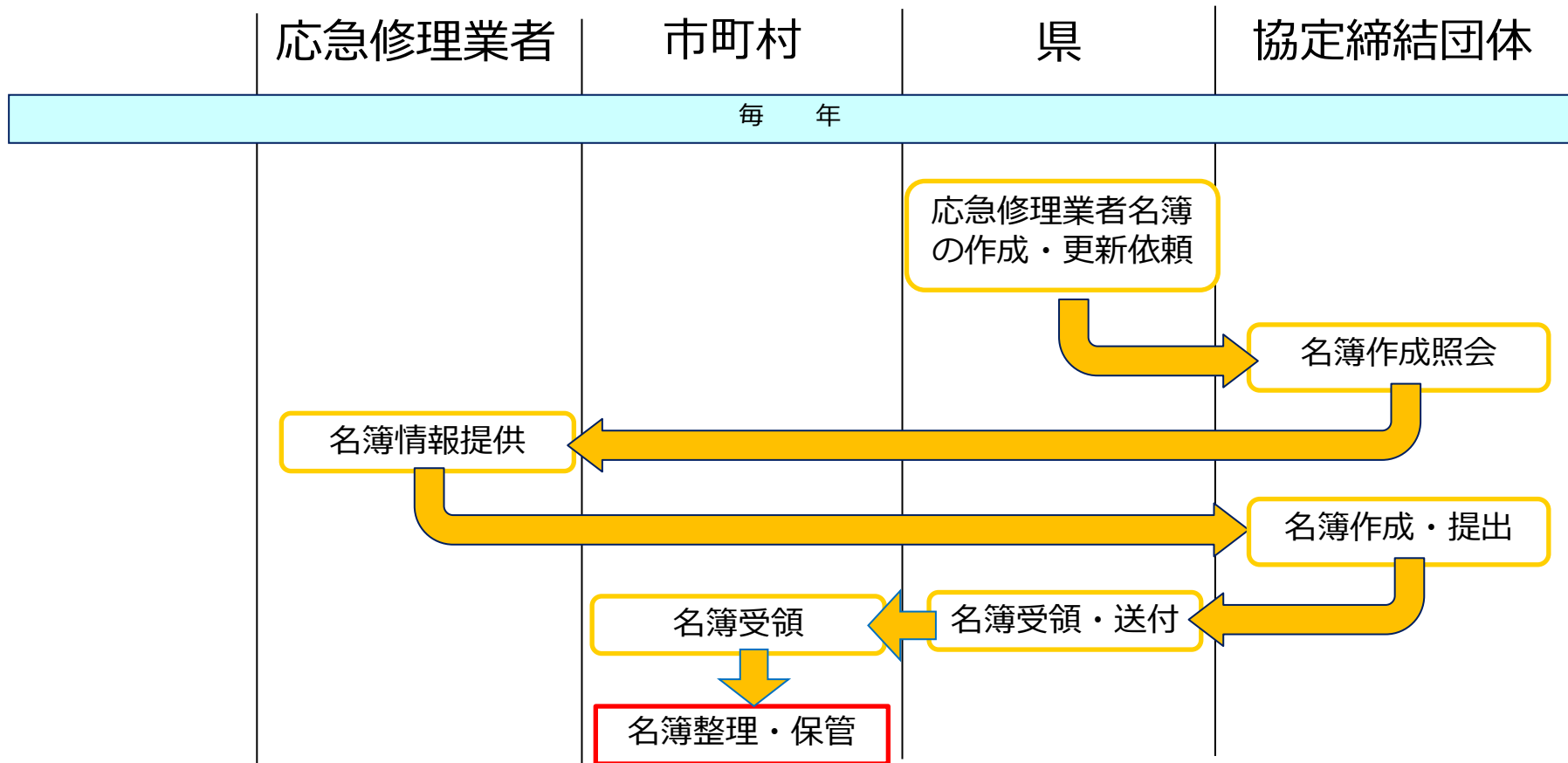
04 トイレ施工完成

2019年7月26日



被災した住宅の応急修理フロー⑨

◆ 平時 (毎年)



●耐震改修まかせなヤ！●



愛知県で大規模な災害が発生した際の被災住宅の応急修理業務にご協力いただきますようお願い申し上げます。